

中部運輸局自動車交通部

令和元年8月7日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、大石、金森 TEL 052-952-8038
中部運輸局 静岡運輸支局輸送・監査担当
小松田、内藤 TEL 054-261-2898

同時発表：静岡県政記者クラブ

貸切バス事業者に輸送の安全確保命令を発動

中部運輸局は、法令違反が改善されない貸切バス事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者）に対し、令和元年8月6日付けで輸送の安全確保命令を発動したのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：星揚株式会社（代表取締役 村松 揚揚）
住 所：静岡県浜松市中区住吉一丁目25-8
営 業 所：本社営業所
静岡県浜松市中区葵西四丁目20-17

2. 行政処分等の内容

道路運送法第27条第4項に規定する「輸送の安全確保命令」の発動

3. 発動の経緯

- ・法令違反の疑いのある当該事業者に対し、令和元年7月5日に監査を実施した結果、法令違反を確認し、早急に是正するよう指導した。
- ・是正を確認するため、令和元年8月6日に再度監査を実施した結果、是正がなされていなかったことから、輸送の安全確保命令を発動した。

4. 主な是正措置

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項に規定する運送引受書の記載事項不備を是正すること。

- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項に規定する運転者の勤務時間及び乗務時間にかかる基準を遵守すること。
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項に規定する運転者への点呼を実施すること。
- (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項に規定する乗務等の記録をすること。
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項に規定する乗務等の記録の記載事項不備を是正すること。
- (6) 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項に規定する運行記録計による記録をすること。
- (7) 旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項に規定する運行指示書の記載事項不備を是正すること。

※ 「輸送の安全確保命令」とは、道路運送法第27条第4項に規定する「旅客自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。